

## 安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 燃料電池自動車等の普及を通し、水素エネルギー社会の構築を推進するため、市内に水素供給設備を整備する事業に要する経費に対して支給する補助金に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県補助要綱 平成27年度愛知県水素ステーション整備費補助金交付要綱（平成31年4月10日施行）をいう。
- (2) 燃料電池自動車等 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標若しくは車両番号標の交付を受けた自動車、市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車又は構内で使用する産業用車両をいう。
- (3) 水素供給設備 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備（定置式、移動式及び水素集中製造設備を含む。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県補助要綱に基づく補助金の交付決定（申請しようとする年度内のものに限る。）を愛知県知事（以下「知事」という。）から受けた水素供給設備（移動式については、運用場所が市内であるものに限る。以下「補助対象設備」という。）を市内に整備することをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、補助事業をしようとするもので、次のいずれの要件にも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）で

ある者

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象設備に係る県補助要綱に基づく補助金の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)とする。ただし、7,500万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者は、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に、補助対象設備に係る次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 県補助要綱に基づき知事に提出した申請の書類(添付書類を含む。)の写し

(2) 県補助要綱に基づき知事から受けた補助金の交付の決定の通知の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請書の受付)

第7条 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、申請者に対して安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金交付決定通知書(様式第2)により通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定につき必要な条件を付すことができるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次に掲げる場合には、直ちに安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金交付申請取下届出書(様式第3)を提出しなければならない。

(1) 第6条の規定に基づく申請の取下げをしようとするとき。

(2) 補助対象設備に関して県補助要綱に基づき知事に申請の取下げをしたとき。

2 前項第2号の事由による同項の届出書には、補助対象設備に関して県補助要綱に基づき知事に届出した申請の取下げ書類(添付書類を含む。)の写しその他市長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

(計画変更)

第10条 交付決定者は、次に掲げる場合は、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金計画変更承認申請書（様式第4。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の申請書には、補助対象設備に関し県補助要綱に基づき知事に提出した計画変更の申請の書類（添付書類を含む。）の写し及び知事から受けた計画変更の承認の通知の写しその他市長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認する場合は、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金計画変更承認通知書（様式第5）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、当該年度の末日までに、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金実績報告書（様式第6。以下「実績報告書」という。）に、補助対象設備に係る次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助要綱に基づき知事に提出した実績報告の書類（添付書類を含む。）の写し
- (2) 県補助要綱に基づき知事から受けた補助金の額の確定の通知の写し
- (3) 安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第7）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業が当該年度の末日までに完了しないときは、同日までに、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金年度末実績報告書（様式第8）に、補助対象設備に係る書類を添付して市長に提出し、その指示に従わなければならない。

- (1) 県補助要綱に基づき知事に提出した当該報告に関する書類（添付書類を含む。）の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領し、当該報告書に係わる書類の審査等により、その報告書に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに申請者に対して安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金確定通知書(様式第9)により通知する。

(補助金の交付)

第13条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金交付請求書(様式第10)を提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、規則に定めるもののほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金取消通知書(様式第11)により、申請者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助対象設備に関し県補助要綱に基づき知事から交付決定の取消しを受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、返還請求をする日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第16条 交付決定者は、補助金の交付に関し生じる権利を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長が止むを得ないと認める場合は、この限りでない。

(県補助金の取消の報告)

第17条 交付決定者は、補助対象設備に関し県補助要綱に基づき知事から、交付決定の取消しを受けたときは、直ちに当該取消しの通知書の写しを市長に提出し、その旨報告しなければならない。

(取得財産の管理等)

第18条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、取得財産等について安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 交付決定者は、補助対象設備に関し県補助要綱に基づき財産の処分をしようとするときは、直ちに安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金財産処分承認申請書（様式第12）に、補助対象設備に係る次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助要綱に基づき知事に提出した財産処分の申請の書類（添付書類を含む。）の写し
- (2) 県補助要綱に基づき知事から受けた財産処分の承認の結果の通知の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、財産処分を承認する場合は、安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金財産処分承認結果通知書（様式第13）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の経理等)

第20条 交付決定者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産の処分制限が終了した日の属する会計年度末又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(データの提供要請等)

第21条 市長は、市の施策に基づき水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助金の交付を受けた者等に対して水素供給設備等の普及に資するデータ等の提供その他必要な情報の提供を要請することができる。

2 申請者等は、前項の要請を受けた場合は、これに協力するよう努めなければな

らない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定による改正後の安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金から適用し、令和元年度分までの安城市燃料電池自動車用水素供給設備整備費補助金については、なお従前の例による。